

深川市 屋根からの落雪に係る取扱い基準

平成 25 年 4 月 1 日改訂

深川市では屋根雪の滑落等に関わる近隣住宅とのトラブルや事故の未然防止のため、建築物から隣地境界又は道路境界までの離れ等の基準を定めています。

建築確認に伴う申請者（建築主）や設計者の方につきましては、以下の事項を十分検討の上申請してください。

●建築物から隣地境界又は道路境界までの離れ等の基準

①落雪屋根による落雪到達距離については、地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 建築研究本部 北方建築総合研究所「屋根雪の滑落飛距離の簡易計算ファイル」で計算した距離を壁面から隣地境界又は道路境界まで離すこととする。 — ※参考図 1

②盛土により設計地盤が上がった建築物の落雪基準に対応する軒先高さは、盛土地盤の端部以上に達する場合、盛土高さを加えた数値とする。 — ※参考図 2

③無落雪屋根・フラットルーフ（3/100 勾配以下）・構造上安全と認められる雪止めを設置した屋根・落雪防止の機能を備えた屋根については、北側・東側・水勾配側について軒先から隣地境界又は道路境界までの離れは、1 m 以上とする。

④無落雪屋根・フラットルーフ（3/100 勾配以下）・構造上安全と認められる雪止めを設置した屋根・落雪防止の機能を備えた屋根の取扱いは、平屋の軽易な車庫・物置等には適用しないことができる。

⑤以上の基準は、落雪を受ける隣接者（道路所有者は含まない）からの承諾がある場合は、適用しないことができる。

●屋根の形状・工法は、申請者（建築主）及び設計者が「冰雪の落下による危害を防止するための措置」として有効なものを選定したものと判断し、それを前提に建築確認することになります。

●雪止めを設置した屋根・落雪防止の機能を備えた屋根を設計する場合は、確認申請に添付する図面及び建築計画概要書にその旨を記載してください。

●この取扱い基準で示す数値は、単純に飛距離を表しています。屋根からの落雪については、気象条件、落下する場所の雪の堆雪状態、斜面地、屋根形状及び屋根材の表面状態などで落雪距離が大きくなる場合があります。できるだけ余裕のある離れをとってください。

お問い合わせ

深川市建設水道部建築住宅課建築係
〒074-8650 深川市2条 17 番 17 号
電話番号 0164-26-2323
FAX 0164-22-2460

※参考図1 屋根勾配と落雪飛距離の関係 (単位：m)

軒高	屋根勾配	屋根の水平長さ										凡例
		2.70	3.15	3.60	4.05	4.50	4.95	5.40	5.85	6.30		
3m	2/10	1.66	1.79	1.90	2.01	2.11	2.21	2.30	2.38	2.47		
	4/10	2.39	2.54	2.68	2.81	2.92	3.03	3.13	3.22	3.31		
	6/10	2.46	2.59	2.70	2.80	2.89	2.97	3.05	3.12	3.18		
	8/10	2.31	2.41	2.49	2.56	2.63	2.69	2.74	2.78	2.82		
	10/10	2.10	2.17	2.23	2.28	2.33	2.37	2.41	2.44	2.47		
6m	2/10	2.39	2.58	2.75	2.91	3.05	3.20	3.33	3.46	3.58		
	4/10	3.57	3.82	4.04	4.25	4.44	4.61	4.78	4.94	5.08		
	6/10	3.83	4.06	4.27	4.45	4.62	4.78	4.92	5.05	5.18		
	8/10	3.73	3.92	4.09	4.24	4.38	4.50	4.61	4.71	4.81		
	10/10	3.49	3.65	3.79	3.91	4.01	4.11	4.19	4.27	4.34		
9m	2/10	2.96	3.12	3.39	3.60	3.78	3.95	4.12	4.28	4.43		
	4/10	4.49	4.80	5.09	5.36	5.61	5.84	6.06	6.27	6.47		
	6/10	4.90	5.22	5.50	5.75	5.98	6.20	6.40	6.59	6.77		
	8/10	4.86	5.13	5.38	5.59	5.79	5.97	6.14	6.29	6.44		
	10/10	4.62	4.85	5.06	5.24	5.40	5.55	5.68	5.80	5.92		

「屋根雪の滑落飛距離の簡易計算ファイル」北方建築総合研究所のウェブサイトで公開しております。
<http://www.hri.pref.hokkaido.jp/provide/software-yaneyuki.html>

※参考図2

<p>① $X + a < Z$ のとき X の計算に対する軒先高さは H とする</p> <p>② $Z \leq X + a \leq Y$ のとき X の計算に対する軒先高さは $H + h$ とする</p> <p>X : 落雪距離 Y : 軒先から隣地(道路)境界までの離れ Z : 軒先から盛土上端までの離れ H : 盛土地盤からの軒先高さ h : 盛土高さ a : 安全値(当面は0とする)</p>	<p>凡例</p> <p>H: 盛土地盤から軒先高さ h: 盛土高 X: 落雪距離 Z: 軒先から盛土上端までの離れ Y: 軒先から隣地(道路)境界までの離れ</p>
---	--

《屋根形状と境界との離れについて》

屋根形状	陸屋根	M型屋根	-----	北・東側について軒先から境界まで1m以上離すこと
		フラットーフ	-----	北・東・水勾配側について軒先から境界まで1m以上離すこと
	勾配屋根	雪止め付屋根・ 落雪防止機能付屋根	---	北・東・水勾配側について軒先から境界まで1m以上離すこと
			-----	「屋根雪の滑落飛距離の簡易計算ファイル」により落雪距離を算出し外壁から境界まで離すこと

※盛土する場合「参考図2」に該当する場合は盛土高さを加えること。
 ※落雪を受ける隣接者からの承諾書がある場合は適用しないことができる。